

第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

3. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に基づく「第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期計画」という。）」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定することを目的とする。また、策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、を一体的に策定することとする。また、「第3期計画」は来年度以降に策定する「(仮)川辺町こども計画」への統合を前提としたものとする。

なお、前年度のニーズ調査結果から得られた子育て家庭のニーズや要望・意見を集約して計画書を作成する。

4. 業務内容

業務内容は次のとおりとする。ただし、今後の国の制度検討及び通知、川辺町子ども・子育て会議の意見等によっては変更が生じる場合がある。

(1) 現状の分析と課題の整理

- ①本町における人口、出生の状況、子育て家庭の状況などの町の現状を把握する。
- ②保育・教育・保健など子育て支援サービスに関わる実施状況並びに利用状況等を整理・分析し、課題を把握する。
- ③その他計画作成に必要な施策等に対する課題等を抽出する。

(2) 需要量の推計・目標量の検討

(3) 計画素案原稿の策定等

- ①計画作成方針の検討、計画書の設計と頁デザイン
- ②現行計画を踏襲した施策体系等の整理
- ③本町の現状を踏まえたサービスの必要量の把握と計画への反映
- ④ニーズ調査結果からの目標数値設定と提供体制の確保策の決定
- ⑤計画書素案原稿の作成、修正作業
- ⑥計画書の編集、校正作業

(4) 川辺町子ども・子育て会議等の運営支援

- ①会議の議題に添った会議資料の作成、運営支援を行う。
- ②会議(3回程度)へオブザーバーとして出席し、討議結果をその後の作業に反映させる。

- (5) こども・若者、子育て当事者への意見聴取支援
- (6) パブリックコメントの実施支援
- (7) 計画書及び概要版の作成

- (8) その他
 - ①国・県の動向や他自治体の策定状況など、計画策定に必要な事項に対して町への助言や支援を行う。
 - ②受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて疑義のあるときは、速やかに本市と協議の上、本町の意図を十分に理解し、担当者の指示に従い、業務を遂行するものとする。
 - ③成果品の著作権については、川辺町に帰属するものとする。

5. 成果品

成果品は川辺町教育委員会教育支援課へ納品すること。

- (1) 計画書の印刷：A4判、130頁程度、表紙4色/本文1色刷り、100部
- (2) 概要版の印刷：A4判、8頁程度、4色刷り、100部
- (3) 計画書及び概要版の電子データを収録したCD-R等 1式